

受益者負担に関する検討部会の設置について（案）

（設置）

第 1 長野市行政改革推進審議会（以下「審議会」という。）の専門部会として、審議会条例第 7 条の規定に基づき、受益者負担に関する検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

（任務）

第 2 部会は、受益者負担に関する事項の調査及び審議を行い、審議会に報告する。

（組織）

第 3 部会員は審議会委員の中から審議会会長の任命により、6 名以内を選出する。

（部会長及び副部会長）

第 4 部会に部会長及び副部会長を置くこととし、部会員の中から審議会会長が任命する。

2 部会長は、必要に応じて部会を招集し、これを主宰する。

3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

（関係者の出席）

第 5 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

（庶務）

第 6 部会の庶務は、行政改革推進局が行う。

参考（長野市行政改革推進審議会条例）

（専門部会）

第 7 条 審議会に、特定事項の調査のため、必要に応じ専門部会を設置することができる。